

国保だより

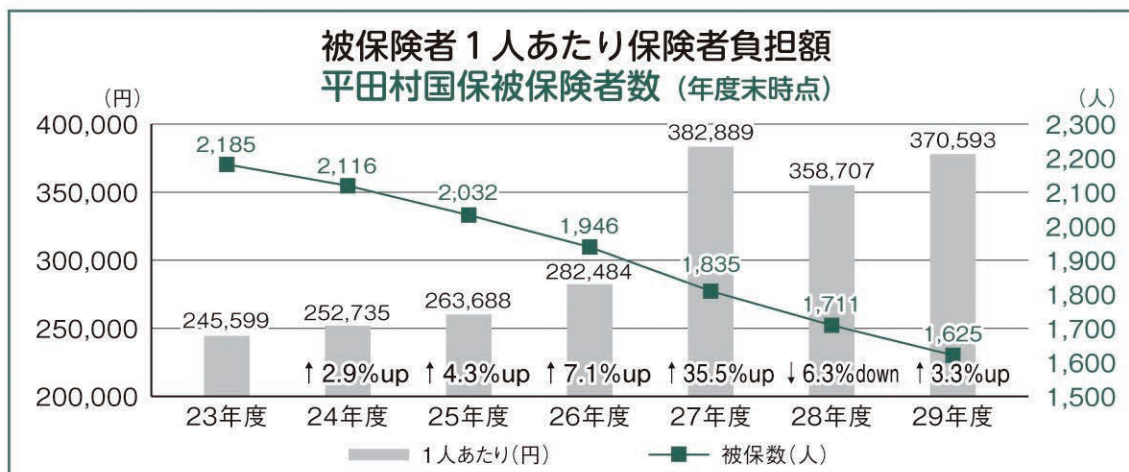
住民課・税務課（保険税担当）

国民健康保険税の納付についてご協力ください

国民健康保険は、加入者の年齢層が高く、医療費水準が高い、所得水準が低いなど、構造的な問題を抱えていることに加え、高齢化の進展や高度医療の普及に伴う医療費の増加などにより、その運営は年々厳しさを増しています。本村も、医療費の上昇によって、年々財政状況が厳しく、基金（貯金）などの財源も底をついている状況にあります。国保被保険者の皆さんには、ご負担をおかけしますが、国保を安心して使っていただくため、保険税の納付にご理解とご協力をお願いします。

～医療費の高騰～

本村の被保険者1人あたり保険者負担額（医療費のうち、国保が負担した額）は、年々増え続けていました。28年度で一度減少したものの、29年度で再び増加しています。また、26年度と比較すると31.2%も増加しています。加えて、国保被保険者数が年々減少しているため、国保被保険者の皆さんの負担は増加しています。



～あなたの医療費を支える保険税～

国保被保険者の皆さんが病院等で医療を受けた場合、自己負担として医療費の一部を支払い、残りの医療費を国保が負担しています。この国保が負担する医療費は、国・県の補助金等や皆さんが出し合った保険税で賄われています。

保険税は、「あなたの医療費」を支える大切な財源です。村では、引き続き「人間ドック」の検診費用の一部助成や「特定健診・特定保健指導」の推進により医療費の抑制に努めています。

安定した国保運営のためにも、保険税の納付にご協力ください。

～保険税の伸びを抑えるには医療費の抑制が重要です～

医療費の伸びを抑えられれば、将来的に保険税負担が低くなる可能性があります。

医療費の抑制といっても、「病院に行くのを控えてください」ということではありません。特定健診などを積極的に利用して、病気の予防・早期治療を心掛けることや受診方法の見直しをお願いします。

○医療費抑制のポイント

- 年に1回は健康診断を受け、病気の早期発見・治療に努めましょう。
村では、毎年総合健診（特定健診）を実施していますので、ご活用ください。
特定健診は500円で受けられます。



- 特定健診を活用して生活習慣病を予防できれば、医療費の増加にもブレーキをかけることができます。本年度の特定健診（集団健診）を受けられなかった国保被保険者の方々には、村から施設健診の案内通知が届きますので、必ず受診しましょう。
- 生活習慣の改善で病気を予防しましょう。
- 同じ病気で複数の病院等を受診するのは、診療料など費用が二重にかかるのでやめましょう。
- 緊急時を除き、診療時間内の受診を心掛けましょう。
- ジェネリック医薬品の利用を検討してみましょう。



※ジェネリック医薬品とは…

先発医薬品の特許期間が過ぎて製造販売される後発医薬品のことです。
薬の主成分や効能は同じですが、開発費などがかからないため、低価格のものが多くなっています。

○お問い合わせ先 平田村役場 住民課（国保担当） ☎ 55-3112
税務課（保険税担当） ☎ 55-3113



国民年金だより



国民年金の保険料を納めるのが難しい方に知ってほしい 4つの制度!!

制度 1

経済的に保険料が納められない方に「申請免除」制度

収入の減少や失業等により保険料を納めることが経済的に難しいとき、保険料の全額または一部が免除されます。

* 審査対象者：本人・配偶者・世帯主
* 承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間
* 審査は年度単位（7月～翌年6月）で行います。

制度 2

50歳未満の方に「納付猶予」制度

50歳未満の方（学生以外）で、働いていないなどの理由で生活に余裕がない場合、保険料の納付が猶予されます。

* 審査対象者：本人（50歳未満）・配偶者
* 承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間
* 審査は年度単位（7月～翌年6月）で行います。

制度 3

20歳以上の学生さんに「学生納付特例」制度

学生で前年所得が基準以下の場合は、在学期間中の保険料の納付が猶予されます。

* 審査対象者：学生本人
* 承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間
* 審査は年度単位（4月～翌年3月）で行います。

制度 4

障害基礎年金や生活保護を受けている方に「法定免除」制度

障害基礎年金、障害厚生（共済）年金の1級・2級の受給権者、生活保護法による生活扶助を受けている方、ハンセン病療養所、国立保養所などに入所している方は保険料が免除されます。

* 法定免除に該当する方でも保険料の納付を申し出ること、前納や口座振替を利用して保険料を納められます。

保険料の納付が難しい場合は、未納のままにせず、免除等のご相談をお願いします。

■必要書類

- ・申請書 ・年金手帳もしくはマイナンバーカード（基礎年金番号・マイナンバーのいずれかが分かる書類）
- ・雇用保険受給資格者証（失業の場合） ・学生証または、在学証明書（学生の場合）

■手続きの流れ

- ①申請書の記入・提出
- ②日本年金機構にて審査（審査は2～3か月かかります）
- ③結果の通知書が送付される。

■手続き先

- ・郡山年金事務所 ☎ 024-932-3434
- ・住民課 ☎ 55-3112